

質 問 回 答

業務名	令和５年度 高度エンジニア発掘・育成等実施業務
-----	-------------------------

番号	記載箇所	質 問 内 容
	募集要領 P5	業務執行体制について 業務の一部を委託し、委託先から更に再委託することは可能でしょうか？ 再委託先についても遂行能力、実績を十分に把握しております

< 回答を HP にて公開 >

	回 答
質問	受託者が本業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）し、再委託先から更に再委託することは認められません。 なお、再委託については、その性質上特にやむを得ないと認められる場合には行うことができますが、事前に本市の承諾を得る必要があります。